

## 福岡県における スポーツ少年団改革提言書

市町村単位にジュニア・ユーススポーツクラブ  
(地域スポーツクラブ)を設置し、この組織に  
現単位スポーツ少年団、中学校部活動、総合型  
スポーツクラブ、競技団体所属ジュニアスポー  
ツクラブが中学校区単位に組織化して加盟する  
組織改革を進める！

令和3年3月  
福岡県スポーツ少年団

このプレゼンテーションでは、福岡県スポーツ少年団が提唱するスポーツ少年団改革の概要について、ご説明していきます。

# 1. 国（スポーツ庁）における情勢

## 「第3期スポーツ基本計画中間報告」 のスポーツ少年団関係（抜粋）

(仮称)地域スポーツクラブ（ジュニア・ユーススポーツ統括組織）を県・市町村の枠組みの下に組織し、中学校部活動を含め、多種多様なスポーツ機会を提供する体制を整備する！

スポーツ庁は、今後は（仮称）地域スポーツクラブというジュニア・ユーススポーツの統括組織を県・市町村の枠組みの下に組織することを、基本計画に定めることを決定しています。そして、このジュニア・ユーススポーツの統括組織となる（仮称）地域スポーツクラブにはスポーツ少年団に加えて、中学校部活動や総合型スポーツクラブ、中央競技団体ジュニア・ユースクラブ、営利スポーツクラブなどが加盟し、多種多様なスポーツ機会を提供する体制が、全国の市町村と一体となって整備されることとなります。

## (1) 多様な主体におけるスポーツ機会の創出

### 〔今後の施策目標〕

- 中学生等の青少年にとってふさわしいスポーツ環境の実現を目指す。
- まずは休日の運営主体の学校から地域への移行の着実な実施する。
- 地域において子供のニーズに応じた多種多様なスポーツを安全安心に実施できる環境を新たに構築する
- そのため、「運動部活動の地域移行に関する検討会議」で提言された改革の方向性に基づき、運動部活動改革を着実に推進する。

### 〔具体的施策〕

- 地方公共団体及びスポーツ団体等と連携し、子供のニーズに対応でアーバンスポーツやユニバーサルスポーツ、レクリエーション志向などの活動も含めて、多種多様なスポーツの機会の提供を促進する。

スポーツ庁は多様なスポーツ機会を創り出すことを目標としており、中学生等の青少年にとってふさわしいスポーツ環境の実現を目指していきます。

その第一段階として、中学校運動部活動の運営主体を、令和5年度から地域の社会体育に移行していきます。

そして、子供のニーズに応じた多種多様なスポーツを、安全安心に実施できる環境を新たに構築します。

前提としては、「運動部活動の地域移行に関する検討会議」で提言された改革の方向性に基づき、運動部活動を学校体育から社会体育に段階的に移行する運動部活動改革を着実に推進していく方針です。

具体的施策としては、スケートボードやブレイクダンスなどのアーバンスポーツ、それに年齢や国籍、障がいの有無に関わらず誰もが楽しめるユニバーサルスポーツやレクリエーション活動も含めて、多種多様なスポーツの機会の提供を、地方公共団体及びスポーツ団体等が連携して促進していくこととなります。

## (2) 地域のスポーツ環境

### 〔今後の施策目標〕

- スポーツに係る地域団体や人材等地域資源を最大限活用し、スポーツの場、プログラム、指導者等を充実する。
- 総合型クラブやスポーツ少年団の体制強化や役割の拡大により、幅広いニーズに応えられる地域スポーツ環境を構築する。
- 地域のスポーツ環境に係る施設の活用促進や情報の見える化により、住民と各自のニーズに合ったスポーツの場とのマッチングを促進する。

### 〔具体的施策〕

- JSPO(公益財団法人日本スポーツ協会)は、国、地方公共団体及び都道府県スポーツ協会と連携し、スポーツ少年団への幼児や中学生等の受入れ拡大のための指導者の確保や多様目型のスポーツ少年団の増加を図る。
- スポーツ少年団を新たなジュニア・ユーススポーツ統括組織として体制を強化し、スポーツの楽しさを基盤としたスポーツの多様化と団員の拡充を図る。
- JSPOは、(仮称)地域スポーツクラブ(ジュニア・ユーススポーツ統括組織)を県・市町村の枠組みの下に組織し、国、地方公共団体及び県スポーツ協会との連携によりスポーツの環境整備を支援する。

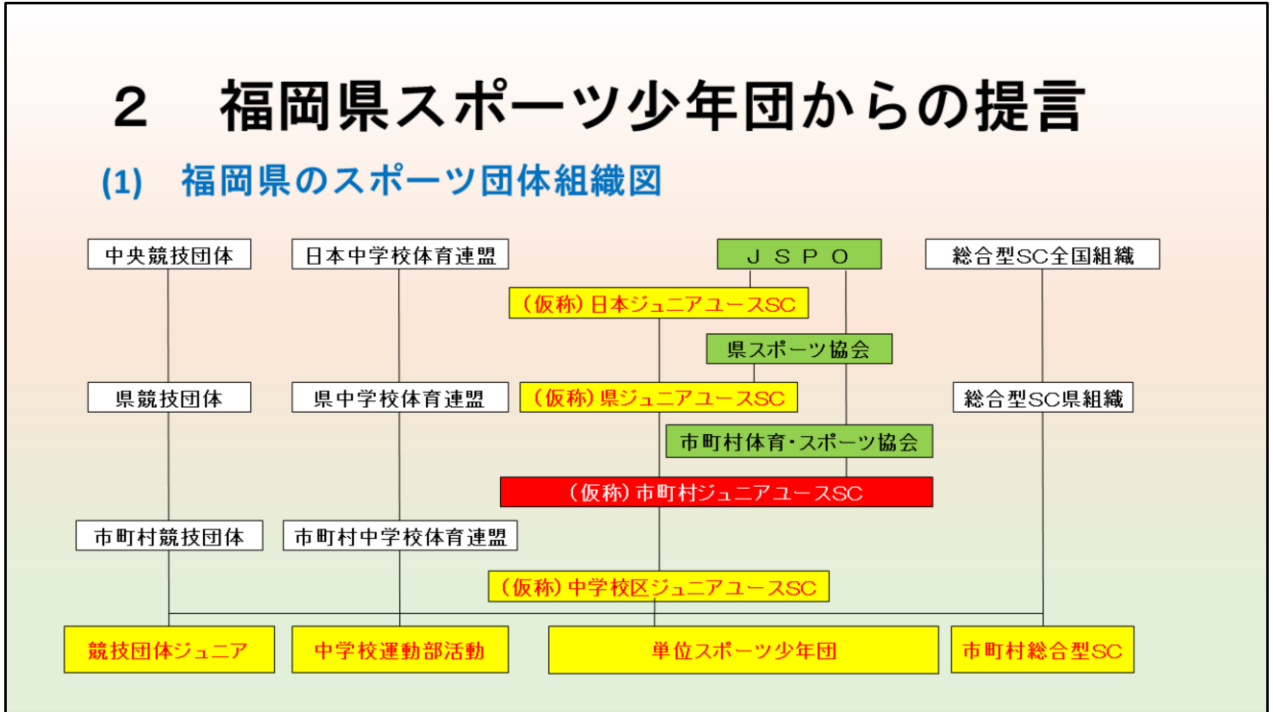
また、スポーツ庁は、そのための地域のスポーツ環境の再整備を課題としており、多様性を高めるために、特に重要なのが指導者など運営するための人材の確保と充実を図る方針を示しています。

そのためには、地域団体の連携が大きな課題となりますが、ただ連携するだけではなく、一つの大きな組織のような形を取り、施設の活用や情報の見える化を図っていかねばならないとしています。

そうすることで、住民ニーズにマッチしたスポーツの場や環境が構築されるとしています。具体的には、日本スポーツ協会と国や都道府県スポーツ・体育協会、また地方公共団体との連携や、スポーツ少年団の再編成による(仮称)地域スポーツクラブを組織し、さまざまな環境を支援するといった方針を示しています。

## 2 福岡県スポーツ少年団からの提言

### (1) 福岡県のスポーツ団体組織図



この組織図は、スポーツ庁や日本スポーツ少年団が進めようとしている改革を踏まえて、福岡県スポーツ少年団が福岡県の実態に即して提言しているものです。

赤で示しているのが、スポーツ庁が考案している（仮称）地域スポーツクラブとして市町村に設置するジュニアユーススポーツクラブで、この組織の下に福岡県独自の組織として、中学校区単位の（仮称）中学校区ジュニアユーススポーツクラブを設置します。

この中学校単位の（仮称）中学校ジュニアユーススポーツクラブに、黄色で示している競技団体ジュニアや中学校運動部活動、単位スポーツ少年団、市町村総合型スポーツクラブが加盟することで、より多様性がある豊かな多種目型のスポーツの場を提供していきます。

また、中学校単位のジュニアスポーツを集約することで、日本中学校体育連盟（中体連）が宣言した、「社会体育の地域スポーツクラブも中体連の大会に参加することができる」という受け皿になるものと考えています。

なお、（仮称）中学校区ジュニアユーススポーツクラブは多種目の総合型単位スポーツ少年団と位置付けます。

これにより公認指導者としての更新料は、この校区別の2人分で賄えることになりまますので、更新料の負担増に伴うスポーツ少年団離れという問題も同時に解決します。もちろん、日本スポーツ少年団に登録しない指導者についても、登録更新料なしで福岡県の登録指導者として認定する仕組みを構築する考えです。

## (2) 会費の流れ



市町村

### 【会費の流れ】

- ① (仮称) 市町村ジュニア・ユーススポーツクラブの会費  
市町村が設定する年会費+県・国加盟年会費
- ② (仮称) 県ジュニア・ユーススポーツクラブの会費  
県が設定する年会費+国加盟年会費
- ③ (仮称) 日本ジュニア・ユーススポーツクラブの会費  
国が設定する年会費

県

国

会費については、この流れで進めていきたいと考えていますが、福岡県が独自に組織する中学校単位の（仮称）中学校区ジュニアユーススポーツクラブの会費については、今後の協議の中で検討していきます。

特に生活保護世帯や就学援助世帯に対する行政側の支援を求めていく考えでありますので、そのことも踏まえて、誰もがスポーツ活動に参加できる組織体制を整備していきたいと考えています。



### (3) (仮称) 市町村ジュニア・ユーススポーツクラブの構成

	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
旧単位スポーツ少年団	⇒⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒⇒
中学校部活動	⇒⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒⇒
総合型スポーツクラブ	⇒⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒⇒
競技団体ジュニア・ユースクラブ		⇒⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒⇒	⇒⇒⇒⇒⇒⇒
営利スポーツクラブ				⇒⇒⇒⇒⇒⇒
その他				⇒⇒⇒⇒⇒⇒

日本スポーツ少年団は、まずスポーツ少年団と総合型スポーツクラブを連結し、その後に中学校運動部活動や競技団体ジュニアスポーツクラブを連結していく方針で、将来的には営利スポーツクラブとの連携・協働も視野に入れています。

しかしながら、福岡県の総合型スポーツクラブの指導者には一定の謝金が支払われているのに対し、ボランティア指導者が中心のスポーツ少年団とは運営体制が大きく異なることから、直ぐに連結しての活動は難しいと考えています。

福岡県スポーツ少年団としては、令和5年度から社会体育に移行する中学校部活動との関係を優先して整理しながら、国の方針に基づいて、総合型スポーツクラブについても連結が可能な所から進めていくという考え方です。

また、競技団体ジュニアユースクラブとの連携・協働については、令和6年度から、営利スポーツクラブとは令和8年度から着手し、これも可能なスポーツクラブから順次整理していくという考え方です。





## (5) 大会参加体制

中体連大会

各スポ少大会

各競技団体大会

(仮称) 市町村ジュニア・ユーススポーツクラブ

### 【大会参加の仕組み】

- ジュニア・ユースクラブと中学校体育連盟、競技団体への複数登録制度により希望する団体は、それぞれが開催する大会に出場できる仕組みとするため、協議・調整する。
- 令和4年3月に日本中学校体育連盟（中体連）が、地域の社会体育ジュニアスポーツクラブが中体連の大会に参加することができる仕組みに見直したと宣言しています。

このように、（仮称）市町村ジュニアユーススポーツクラブに登録した各種のスポーツクラブが、希望により中学校体育連盟やスポーツ少年団、競技団体ジュニアユースクラブに複数登録することで、それぞれが開催する県大会～九州大会～全国大会に参加することが可能となります。

特にスポーツ少年団は競技の全国大会を廃止し、海外を含む交流とリーダーの育成に主眼を置いた活動に移行することを決議していますので、このように複数登録することにより競技の大会や交流事業、リーダー育成事業という多種多様な活動のチャンスが広がることとなります。

特に日本中学校体育連盟が社会体育の中学生クラブの中体連の大会への参加を認めると宣言しましたので、福岡県では、その社会体育の参加チームを中体連に沿った中学校単位に集約した（仮称）中学校区ジュニア・ユーススポーツクラブを設置し、中学校部活動と中学校区単位の社会体育スポーツクラブの融合を図っていきます。

## (6) 県民大会へのアプローチ

県民スポーツ大会 秋季大会

ア 交流大会（「遊びは子どもの主食」をテーマ）

イ 小中学生種目別大会



### 【県民スポーツ大会へのアプローチ】

- 県民スポーツ大会に次の種目開催を県に要望する。
  - ア) 3才児から小学校低学年までの児童と保護者を対象とする「遊びは子どもの主食」をテーマとする複数の個人参加方式のレクリエーション・軽スポーツ等の種目を設定し、その参加種目の総合点で表彰する交流大会を実施（県民スポーツ大会に合わせて県内4ブロック巡回方式で実施）
  - イ) 4ブロックからの選抜、推薦等により選出された8チームによる小中学生大会を実施

この（仮称）市町村ジュニアユーススポーツクラブの加盟メリットの一つとして、3歳から小学校低学年を対象とする「遊びは子どもの主食」をテーマに掲げた、遊び主体のレクリエーションや軽スポーツの交流大会を、福岡県が毎年、福岡・北九州・筑豊・筑後地区の4ブロック持ち回りで開催している「福岡県民スポーツ大会」のデモンストレーション競技として実施するよう福岡県に要望しています。また、この4ブロックから推薦、選抜された選手8チームによる小中学生の競技種目大会を、「福岡県民スポーツ大会」の正式競技として採用するよう福岡県に要望しています。

## (7) 国民体育大会へのアプローチ

### ① 九州ブロック国民体育（スポーツ）大会

- ・九州ブロック国民体育（スポーツ）大会に県から選抜、推薦等により選出されたチーム対抗戦方式の大会を実施

### ② 国民体育（スポーツ）大会秋季大会

- ・将来的には、ブロック優勝チームが国民体育（スポーツ）大会で競う大会の実施を目指す。

福岡県民スポーツ大会の次に、九州ブロック国民体育（スポーツ）大会のデモンストラーション競技として、（仮称）福岡県ジュニアユーススポーツクラブから選抜、推薦された選手で構成するチームによる対抗戦方式の競技種目大会の開催を要望していきます。

また、将来的には、国民体育（スポーツ）大会の開催へとつなげていきます。

## (8) その他

### ① 生活保護（生活困窮）世帯等に対する支援制度の創設を要望

- ◆ 部活動は学校教育の一環であったことから、教育の無償化に基づき参加費は徴収していないが、社会体育への移行となれば、受益者負担の原則から参加費の負担が生じる。
- ◆ そうなると、生活保護世帯や就学援助世帯の生徒が中学校部活動や校区内の社会体育への参加を見送ることが危惧される。
- ◆ この課題を解消するためには、国、県、市町村が連携し、これらの世帯の生徒に対する支援制度を構築する必要がある。
- ◆ 中学校部活動による生徒指導が中学生の心と体を健全に育むという目的が崩壊しないシステムを、行政は構築する必要がある。

部活動が学校体育から社会体育への移行にあたっては、諸々の課題があります。その中でも生活保護や就学援助を受けている世帯の中学生が、受益者負担の原則に基づく社会体育のスポーツクラブで活動できるのかということが危惧されるところです。現在の中学校部活動は、学校教育の一環として実施されていますので、義務教育の無償化から部費の徴収はなされていませんが、社会体育に移行されると、当然のことながら部費が徴収されます。

そうなると、生活費との兼ね合いから部活動への参加が見送られ、心と体を健全に育むという部活動の大きな目的が損なわれるという心配や、活動における事故の対応と責任のあり方なども県と市町村教育委員会と協議して解決する必要があります。

特に部活動のあり方によって、中学校が荒れるという生徒指導上の課題もありますので、これらの対応について行政支援を強く求めていく方針です。

## (8) その他

### ② 公益財団法人福岡県スポーツ協会専従職員体制への充実・強化を要望

- ◆ 新たなジュニア・ユーススポーツ組織の再編成等に伴い、公益財団法人福岡県スポーツ協会に専従職員（係長と担当）を配置する体制への充実・強化を要望する。

以上のように、抜本的にスポーツ少年団改革を進めるためには、事務局機能の充実・強化が必須となります。

福岡県よりも人口が少ない県においても、スポーツ協会内に少年団課を設置し、スポーツ少年団専従職員を配置しています。

現状のスポーツ少年団活動を担う事務局体制が他県に後れを取っている中で、中学校運動部活動との連結や、スポーツ庁が提唱している（仮称）地域スポーツクラブの設置を進めるためには、県と市町村教育委員会と密に協議を重ねる必要がありますが、現状の臨時職員1名程度の体制では目的を達成するのは困難です。

そこで他県のように少年団課の設置を求めたいと思いますが、まずは少年団係を設置していただき、中学校体育連盟と十分に協議することができる係長と正職員による事務職1名の配置を強く求めていく考えです。



## 【提案】（参考例）

### スポーツ少年団と中学校の部活動の連携イメージ

	スポーツ少年団	中学校部活動
練習日	毎週火・木・土曜日 放課後（21時までの概ね2時間）	毎週月・水・金曜日 放課後（17時までの概ね2時間）
練習会場	中学校区内の練習会場	中学校運動場・体育館
指導者	登録指導員（中学校教員を含む）	中学校教員（原則）
指導者謝金	規約で定める金額を会費収入から支給 （1日2時間当たり2,500円以内）	部活動会費収入から支給 （1日2時間当たり2,500円）
登録要件	中学校区内で活動する中学生で構成する 全てのスポーツ団体（中学校部活動含む）	・中学校が指定する部活動クラブ ・中学校区内で活動するスポーツ少年団

※スポーツ少年団…ジュニア・ユーススポーツクラブ加盟の全てのスポーツ団体

この資料は、中学校部活動を可能な限り、現状維持しながら社会体育に移行するためのたたき台となるイメージです。

中学校部活動が中学校体育連盟と、今後設置する（仮称）中学校区ジュニアユーススポーツクラブに二重登録することで、今までと同様の活動を可能にし、さらにスポーツの多様化を目指すものです。

一つの例として、小学校のときに柔道、剣道、空手や少林寺拳法などの武道競技を道場等で習っていた児童が、入学する中学校に武道競技種目の指導者がいないなどの理由で部活動が存在しない場合、生徒は月・水・金曜日に部活動で他の種目を選択し、火・木・土曜日に社会体育の道場等で引き続き武道活動を続けるという提案イメージです。

また、中学校の部活動を今までと同様に教師等が指導者となって毎日活動することを希望する場合は、二重登録により、月・水・金曜日は中学校部活動として、火・木・土曜日と日曜日の練習試合等は社会体育で活動することで可能となります。

また、事故発生時の保険の取扱いや責任の所在も教育委員会や体育・スポーツ協会等の公的機関・団体内に事務局を置く（仮称）市町村ジュニアユーススポーツクラブが担いますので、安心して指導できる環境が整います。

さらに、部活動と社会体育に二重登録した指導者には同額の謝金を交付することになりますので、どちらで指導したとしても同様の取扱いとなります。

今後、このイメージを一つのたたき台として関係者で協議し、できるだけ現状の良い点を継続する方向で制度設計を進めていきます。



ご静聴ありがとうございました。